

指令庄総建総第833号

## 更新

丸本器械株式会社  
代表取締役 佐藤 凌也

令和3年10月18日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和3年11月19日

山形県知事 吉村 美栄子



記

- 許可番号 山形県知事許可（般-3）第702015号
- 許可の有効期間 令和3年11月21日から令和8年11月20日まで
- 建設業の種類 機械器具設置工事業
- 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 令和8年10月21日  
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）